

千葉県耐震改修費補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 市長は、千葉県耐震改修費補助事業要綱(以下「事業要綱」という。)

第11条第2項の規定に基づき、住宅の耐震改修事業に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。)、事業要綱及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、事業要綱に定めるところによる。

第2章 木造住宅耐震改修費補助金

(経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、耐震改修工事に要する費用で、施工者に支払う額(以下「工事費」という。)とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

2 補助額(二段階耐震改修工事に対するものを除く。)は、工事費の5分の4以内の額(千円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、100万円を限度とする。

3 二段階耐震改修工事における一段階目耐震改修工事及び二段階目耐震改修工事に対する補助額は、工事費の5分の4以内の額(千円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、段階ごとに50万円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 工事費に係る補助金の交付を申請する者は、千葉県木造住宅耐震改修費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、申請の受付期間内かつ工事に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。ただし、第2号及び第3号の書類については、個人情報確認同意書(別記様式第1号)の提出により省略することができる。また、同一年度内に千葉県耐震診断費補助金の交付を受けて精密診断した場合、第5号から第7号の書類の添付は省略することができる。

- (1) 工事費の見積書又はその写し
- (2) 申請者及び所有者全員の住民票の写し
- (3) 前年度の市民税、固定資産税、都市計画税納税証明書又は滞納無証明書
- (4) 補助対象住宅の登記事項証明書
- (5) 耐震改修工事前の精密耐震診断報告書の写し
- (6) 精密診断に係る調査概要書(別記様式第2号)
- (7) 精密診断に係る現地調査の写真その他関係資料
- (8) 耐震改修工事後の精密耐震診断報告書の写し
- (9) 耐震改修工事後の平面図

- (10) 詳細図
- (11) 耐震改修工事一覧表
- (12) 第5号から第11号の書類の作成者が事業要綱第2条第15号ア又はイに規定する要件を満たすことを証する書類
- (13) 施工者に係る次のいずれかの書類
 - ア 事業要綱第2条第17号アに該当する場合は、建設業法第3条第1項の規定に基づく許可書の写し
 - イ 事業要綱第2条第17号イに該当する場合は、当該規定の要件を満たすことを証する書類
 - ウ 事業要綱第2条第17号ウに該当する場合は、補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設又は増築した者であることを証する書類(交付決定通知等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定による通知を受けた後に工事に係る契約を締結し、補助事業に着手するものとする。
(交付の条件)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合(以下「遅延等」という。)には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(事業内容の変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)するときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助金変更交付申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、これにより補助額を増額することはできない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(事業の取下げ及び事業の中止)

第8条 補助金の交付を申請した者が、第5条に規定する交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに千葉市木造住宅耐震改修費補助事業取下げ届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第2号に規定する事業の中止に係る承認を受けようとするときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助事業中止承認申請書(様式第

7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、承認することが適当と認めたときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助事業中止承認書(様式第8号)により通知するものとする。

(遅延等)

第9条 補助事業者は、第6条第3号に規定する遅延等について報告するときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助事業遅延等報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、耐震改修工事の完了を報告するときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助事業実績報告書(様式第10号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業要綱第10条第2項で定める状況写真及び材料写真

(2) 耐震改修工事に係る契約書の写し及び領収書の写し

2 前項の規定による報告は、補助金の交付決定があった日から起算して60日以内かつ当該年度の2月末日までに行うものとする。

(額の確定通知)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、提出された書類を審査し、交付決定の内容に適合していると認めたときは、交付すべき補助額を確定し、千葉市木造住宅耐震改修費補助金額確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、次条による場合を除き、千葉市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書(様式第12号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(代理受領)

第12条の2 補助事業者は、前条による補助金の請求及びその受領を施工者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

2 前項による場合、補助事業者は第10条の規定による報告と同時に、代理請求及び代理受領委任状(別記様式第8号)を、市長に提出しなければならない。

3 第1項による場合、補助事業者が第11条の規定による通知を受け、施工者が補助金の交付を請求するときは、千葉市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書(様式第12号の2)を、市長に提出しなければならない。

第3章 マンション耐震改修費補助金

第1節 共通事項

(経費及び補助額)

第13条 補助対象経費は、次の各号に掲げる設計費、工事費及び監理費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 設計費 耐震改修事業の設計に要する費用で、設計者に支払った額
- (2) 工事費 耐震改修工事に要する費用で、施工者に支払った額
- (3) 監理費 耐震改修事業の監理に要する費用で、監理者に支払った額

2 補助額は千円未満の端数を切り捨てとし、次の各号による。なお、マンションが構造的に複数の棟として独立している場合は、当該構造棟ごとの住戸数により定める。

(1) 設計費に対する補助額は、補助率を2分の1とし、上限額は次表による。

住戸数	上限額
200戸未満	1戸あたり5万円又は1管理組合あたり200万円のいずれか低額を限度とする。
200戸以上	1管理組合あたり500万円を限度とする。

(2) 工事費及び監理費に対する補助額は、補助率を15.2%とし、上限額は次表による。

住戸数	上限額	
200戸未満	全体改修工事	1戸あたり30万円又は1管理組合あたり1,560万円のいずれか低額を限度とする。
	部分改修工事	上記額に全体改修工事に対する出来高率を乗じ、過去に交付を受けた工事費及び監理費に係る補助額を差し引いた額とする。
200戸以上	全体改修工事	1管理組合あたり3,000万円を限度とする。
	部分改修工事	上記額に全体改修工事に対する出来高率を乗じ、過去に交付を受けた工事費及び監理費に係る補助額を差し引いた額とする。

第2節 設計

(交付の申請)

第14条 設計費に係る補助金の交付を申請する者は、千葉市マンション耐震改修費補助金交付申請書〔設計費〕(様式第15号)に次の各号に掲げる書類を添付して、申請の受付期間内に、市長に申請しなければならない。ただし、千葉市耐震診断費補助金の交付を受けて耐震診断した場合、第1号、第3号、第4号及び第6号に掲げる書類の添付は省略することができる。

- (1) 建築確認通知書の写し又は建築台帳記載事項証明書
- (2) 耐震改修設計の実施に係る総会の決議書又はこれに代わるもの
- (3) 管理組合の役員名簿等、申請者が管理組合の代表者であることが確認できる書類
- (4) 構造関係図書の目次の写し
- (5) 耐震改修の設計に要する費用に係る見積書又はその写し
- (6) 現況の耐震診断報告書の写し(建築士で、事業要綱第2条第17号ウ又は同号エのいずれかに該当する者が作成するものに限る。なお、現況の耐

震診断報告書の作成者がマンション耐震診断士以外の場合は、建築士であることを証する書類及び耐震診断講習会を修了したことを証する書類を添付すること。）

(7) 設計者が事業要綱第2条第17号エに該当する場合は、補助対象マンションの当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士であることを証する書類及び耐震診断講習会修了証の写し

2 千葉県耐震改修費補助事業抽選結果通知書（別記様式第4号）を受け、抽選結果が当選となった者は、次の各号に掲げる書類を、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、千葉県耐震診断費補助金の交付を受けて耐震診断した場合、第1号から第4号の書類の添付は省略することができる。また、申請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。

(1) 配置図、平面図、立面図等建物の概要がわかる図面

(2) 面積表等、用途別・階別・各住戸の面積が確認できるもの

(3) 管理規約の写し

(4) 区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表等、区分所有者が現に居住する住宅の戸数が確認できるもの

(5) その他市長が必要と認める書類

3 全体設計承認事業により設計費に係る補助金の交付を申請する者は、第1項の「申請の受付期間内に」を「事業の初年度の受付期間内と、次年度以降の年度の初日に」に読み替えるものとする。なお、当該年度の前年度以前に既に補助額の確定を受けている場合は当該補助額を除いた額で交付申請するものとする。

（交付決定通知等）

第15条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉県マンション耐震改修費補助金交付決定通知書〔設計費〕（様式第16号）により通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、千葉県マンション耐震改修費補助金不交付決定通知書（様式第17号）により速やかに通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定による通知を受けた後に設計に係る契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

（交付の条件）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

(1) 補助事業の内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（以下「遅延等」という。）には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（事業内容の変更）

第17条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）するときは、千葉県マンション耐震改修費補助

金変更交付申請書（様式第18号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、これにより補助額を増額することはできない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたとき、千葉県マンション耐震改修費補助金変更交付決定通知書〔設計費〕（様式第19号）により通知するものとする。

（事業の取下げ及び事業の中止）

第18条 補助金の交付を申請した者は、第15条に規定する交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに千葉県マンション耐震改修費補助事業取下げ届出書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第16条第1号に規定する事業の中止に係る承認を受けようとするときは、千葉県マンション耐震改修費補助事業中止承認申請書（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、千葉県マンション耐震改修費補助事業中止承認書（様式第22号）により通知するものとする。

（設計の遅延等）

第19条 補助事業者は、第16条第2号に規定する遅延等について報告するときは、千葉県マンション耐震改修費補助事業遅延等報告書（様式第23号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第20条 補助事業者は、設計（全体設計承認事業にあつては交付決定を受けた部分）の完了を報告するときは、千葉県マンション耐震改修費補助事業実績報告書〔設計〕（様式第24号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、全体設計承認事業の初年度及び中間年度にあつては、第2号、初年度に実績報告を行った場合の中間年度及び最終年度にあつては、第3号の書類の添付を省略することができる。

（1）耐震改修設計図書

（2）事業要綱第2条第7号に規定する耐震改修の計画認定書又は全体計画の認定書の写し（建築確認が行われる場合は建築確認通知書の写し）

（3）設計に係る契約書の写し

（4）設計に係る領収書の写し

2 前項の規定による報告は、第15条第1項の交付決定を受けた年度の3月15日までに行うものとする。ただし、全体設計承認事業の初年度及び中間年度にあつては3月31日までとする。

（額の確定通知）

第21条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、提出された書類を審査し、交付決定の内容に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、千葉県マンション耐震改修費補助金額確定通知書〔設計費〕（様式第25号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第22条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、千葉県マンション耐震改修費補助金交付請求書（様式第26号）

を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(全体設計承認申請)

第23条 設計費に係る補助金の交付を申請する者は、複数年度に渡り事業を実施する場合には、千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計承認申請書〔設計費〕(様式第27号)を、事業の初年度の申請の受付期間内かつ設計に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。

(全体設計承認通知等)

第24条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計承認通知書〔設計費〕(様式第28号)により通知するものとする。

- 2 市長は、全体設計を承認することが適当でないとき、千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計不承認通知書(様式第29号)により速やかに通知するものとする。

- 3 第1項の通知を受けた者は、当該通知を受けた年度に補助金を受けようとする場合の初年度を除き、第15条第3項の規定は適用せず、当該通知を受けた後に設計に係る契約をし、補助事業に着手することができるものとする。

(承認の条件)

第25条 市長は、前条の規定により全体設計の承認を通知する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(全体設計承認事業内容の変更)

第26条 全体設計承認を申請した者は、全体設計の承認後の事情の変更により事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)するときは、千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計変更承認申請書(様式第30号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたとき、千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計変更承認通知書〔設計費〕(様式第31号)により通知するものとする。

(全体設計承認事業の取下げ及び全体設計承認事業の中止)

第27条 全体設計承認を申請した者は、第24条に規定する全体設計承認前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計取下げ届出書(様式第32号)を市長に提出しなければならない。

- 2 全体設計承認を申請した者は、第25条第2号に規定する事業の中止に係る承認を受けようとするときは、千葉市マンション耐震改修費補助事業全体設計中止承認申請書(様式第33号)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、千葉市マンション耐震改修費補

助事業全体設計中止承認書（様式第34号）により通知するものとする。

第3節 工事・監理

（交付の申請）

第28条 工事費及び監理費に係る補助金の交付を申請する者は、千葉市マンション耐震改修費補助金交付申請書〔工事費・監理費〕（様式第35号）を、部分改修工事費に係る補助金の交付を申請する場合は、千葉市マンション耐震改修費補助金交付申請書〔部分改修工事に係る工事費・監理費〕（様式第35号の2）を次の各号に掲げる書類を添付して、申請の受付期間内に、市長に申請しなければならない。ただし、設計費に係る補助金の交付を受けた場合は、第7号から第9号に掲げる書類の添付は省略することができる。

- （1）耐震改修に係る工事費の見積書又はその写し（部分改修工事費に係る補助金の交付を申請する場合は、全体改修工事費と部分改修工事費の各見積書又はその写し）
- （2）耐震改修に係る監理費の見積書又はその写し（部分改修工事費に係る補助金の交付を申請する場合は、全体改修工事に係る監理費と部分改修工事に係る監理費の各見積書又はその写し）
- （3）耐震改修工事实施に係る総会の決議書又はこれに代わるもの
- （4）施工者に係る次のいずれかの書類
 - ア 事業要綱第2条第19号アに該当する場合は、建設業法第3条第1項の規定に基づく許可書の写し
 - イ 事業要綱第2条第19号ウに該当する場合は、補助対象マンションの建設工事を請け負い当該マンションを建設した者であることを証する書類
- （5）監理者が事業要綱第2条第18号に規定する要件を満たすことを証する書類
- （6）耐震診断報告書の作成者が事業要綱第2条第17号に規定する要件を満たすことを証する書類
- （7）工程表（部分改修工事費に係る補助金の交付を申請する場合は、全体改修工事と部分改修工事の各工程表）
- （8）耐震改修工事前後の耐震診断報告書の写し（部分改修工事費に係る補助金の交付を申請する場合は、全体改修工事後の耐震診断報告書の写しも添えること。）
- （9）事業要綱第2条第7号に規定する耐震改修の計画認定書又は全体計画の認定書の写し（建築確認が行われる場合は建築確認通知書の写し）
- （10）第14条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる書類
- （11）その他市長が必要と認める書類

2 千葉市耐震改修費補助事業抽選結果通知書（別記様式第4号）を受け、抽選結果が当選となった者は、次の各号に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。申請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。ただし、設計費に係る補助金の交付を受けた場合は、第1号及び第2号に掲げる書類の添付は省略することができる。

- （1）第14条第2項に掲げる必要書類
- （2）耐震改修設計図書
- （3）連絡者リスト（監理者、施工者、管理組合等担当者）

3 全体設計承認事業により工事費及び監理費に係る補助金の交付を申請する者は、第1項の「申請受付期間内に」を「事業の初年度の受付期間内と、次年度以降の年度の初日に」と読み替えるものとする。なお、当該申請年度の前年度以前に既に補助額の確定を受けている場合は当該補助額を除いた額で申請するものとする。

4 第1項又は第3項の規定による申請は、設計費に係る補助金の交付を申請している場合、第21条に規定する設計費に係る補助額の確定通知後に行うものとする。

(規定の準用)

第29条 前条の申請があった場合、次に掲げる事項については、第15条から第19条、第21条及び第22条の規定を準用する。

- (1) 交付決定通知及び不交付決定通知
- (2) 交付決定に当たって条件を附すこと
- (3) 事業内容の変更に係る申請及び決定通知
- (4) 事業の中止に係る承認申請及び承認通知
- (5) 遅延等の報告及び指示
- (6) 補助金の額の確定通知
- (7) 補助金の交付の請求

2 前項の場合、次の表のア欄に掲げる規定の同表イ欄に掲げる字句は、同表ウ欄に掲げる字句に読み替えてこれらの規定を適用する。

ア	イ	ウ
第15条 第1項	千葉県マンション耐震改修費補助金交付決定通知書〔設計費〕(様式第16号)	千葉県マンション耐震改修費補助金交付決定通知書〔工事費・監理費〕(様式第36号)
第15条 第3項	設計	工事及び監理
第17条 第2項	千葉県マンション耐震改修費補助金変更交付決定通知書〔設計費〕(様式第19号)	千葉県マンション耐震改修費補助金変更交付決定通知書〔工事費・監理費〕(様式第37号)
第21条	千葉県マンション耐震改修費補助金額確定通知書〔設計費〕(様式第25号)	千葉県マンション耐震改修費補助金額確定通知書〔工事費・監理費〕(様式第40号)

(中間報告)

第30条 補助事業者は、耐震改修工事に着手した後、市長が指定する工程において、千葉県マンション耐震改修費補助事業中間報告書(様式第38号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業要綱第10条第2項で規定する状況写真(市長の指定する工程までのもの)
- (2) 耐震改修工事監理報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告を受けた時は、速やかにその内容の確認を行うとし、必要と認める場合においては、中間検査を実施することができる。

(実績報告)

第31条 補助事業者は、工事及び監理（全体設計承認事業にあつては交付決定を受けた部分）の完了を報告するときは、千葉県マンション耐震改修費補助事業実績報告書〔工事・監理〕（様式第39号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、全体設計承認事業の初年度に実績報告を行った場合の中間年度及び最終年度にあつては第2号の書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業要綱第10条第2項で定める状況写真及び材料写真
- (2) 工事及び監理に係る契約書の写し
- (3) 工事及び監理に係る領収書の写し
- (4) 耐震改修工事監理報告書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告は、第29条の規定により準用する第15条第1項の交付決定を受けた年度の3月15日までに行うものとする。ただし、全体設計承認事業の初年度及び中間年度にあつては3月31日までとする。

(全体設計承認申請)

第32条 工事費及び監理費に係る補助金の交付を申請する者は、複数年度に渡り事業を実施する場合には、千葉県マンション耐震改修費補助事業全体設計承認申請書〔工事費・監理費〕（様式第41号）を、事業の初年度の申請の受付期間内かつ工事及び監理に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。

2 千葉県耐震改修費補助事業抽選結果通知書（別記様式第4号）を受け、抽選結果が当選となった者は、第28条第2項各号に掲げる書類を、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、設計費に係る補助金の交付を受けた場合は、第28条第2項第1号及び第2号に掲げる書類の添付は省略することができる。また、申請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。

(規定の準用)

第33条 前条の申請があつた場合、次に掲げる事項については、第24条から第27条の規定を準用する。

- (1) 全体設計承認通知書
- (2) 全体設計承認に当たって条件を附すこと
- (3) 全体設計承認事業内容の変更に係る申請及び承認通知
- (4) 全体設計承認事業の中止に係る承認申請及び承認通知

2 前項の場合、次の表のア欄に掲げる規定の同表イ欄に掲げる字句は、同表ウ欄に掲げる字句に読み替えてこれらの規定を適用する。

ア	イ	ウ
第24条 第1項	千葉県マンション耐震改修費補助事業全体設計承認通知書〔設計費〕（様式第28号）	千葉県マンション耐震改修費補助事業全体設計承認通知書〔工事費・監理費〕（様式第

		42号)
第24条 第3項	設計	工事及び監理
第26条 第2項	千葉県マンション耐震改修費 補助事業全体設計変更承認通 知書〔設計費〕(様式第31号)	千葉県マンション耐震改修費 補助事業全体設計変更承認通 知書〔工事費・監理費〕(様式 第43号)

第4章 指導・検査

(指導及び助言)

第34条 市長は、補助事業者に対して、耐震性能の向上について、指導及び助言を行うことができるものとする。

(検査)

第35条 市長は、耐震改修に係る工事の内容を確認するため、必要に応じて補助対象住宅に立ち入って検査を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の検査を行う場合、その日時を補助事業者と調整した上で決定するものとする。

3 市長は、検査に、補助事業者、施工者、設計者及び監理者の立会いを求めることができる。

4 補助事業者、施工者、設計者及び監理者は、当該検査に協力しなければならない。

5 市長は、検査の結果、工事の内容が設計と異なると認めたとき、補助事業者及び施工者に、工事の改善を指示することができる。

6 市長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。

7 市長は、前項の検査の結果、工事が適切に行われていないと認めた場合、補助金の交付決定を取り消すことができる。

第5章 取消等

(決定の取消通知)

第36条 市長は、補助事業者が、前条第7項に該当すると認めた場合又は規則第17条第1項に該当する不正な行為を行ったと認めた場合、木造住宅にあっては、第5条第1項の交付決定を取り消し、千葉県木造住宅耐震改修費補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により通知するものとする。また、マンションにあっては、第15条第1項又は第29条の規定により準用する第15条第1項の交付決定を取り消し、千葉県マンション耐震改修費補助金交付決定取消通知書(様式第44号)により通知するものとする。

2 全体設計承認事業にあっては、市長は、補助事業者が当該事業を中止したときに、既に当該事業に係る補助金が支払われている場合、当該支払に係る部分の交付決定を取り消し、千葉県マンション耐震改修費補助金交付決定取消通知書(様式第44号)により通知するものとする。

(返還命令)

第37条 市長は、補助事業者に対し、規則第18条第1項の規定による補助金の返還命令を行う場合、木造住宅にあっては、千葉県木造住宅耐震改修費補助金返還命令書(様式第14号)によるものとする。また、マンションにあっては、千葉県マンション耐震改修費補助金返還命令書(様式第45号)によるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第38条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(有効活用)

第39条 補助事業者は、補助事業により耐震改修した住宅を、有効に活用するよう努めなければならない。

(事業の遂行)

第40条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及び当該決定に付した条件、その他法令に基づく市長の処分に従って事業を行わなければならない。

2 部分改修工事の補助事業者は、第1回耐震改修工事が完了してから10年以内に建物全体の耐震改修工事を完了するように努めるものとする。

3 部分改修工事の補助事業者は、建物全体の耐震改修工事を完了するまでの間、資金計画の状況について、年一回報告をしなければならない。

第6章 補則

(補則)

第41条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は都市局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月10日から施行する。

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、様式の記名押印部分は平成26年6月1日から施行する。

2 この要綱の平成26年4月1日から施行する様式は、平成26年6月1日以降も当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。